資料№1

2025年　9月　2日

岐阜労働局長　　原田　浩一　殿

岐阜労働局
令和 -7. 9. -2 日
労働基準部第1課

岐阜県労働組合
議長　廣瀬 [redacted]

岐阜県最低賃金の改定に係る岐阜地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

日頃、労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様に心から敬意を表します。岐阜地方最低賃金の改定決定について、下記理由により異議を申し出ます。

申出の趣旨

岐阜地方最低賃金額を 1065 円とした答申について、労働者が安心して生活ができる額、時間額1500円にしてください。

理由

本年の答申では、審議会の皆様が真摯に検討を重ねられた結果であると考え、改めて委員の皆様に敬意を表します。その上で、私たちは時間額 1500 円以上の最低賃金額を求めます。

まず、物価上昇は依然として続いており、食品をはじめ、生活必需品やエネルギーコストが家計を圧迫しています。賃金の引き上げは物価高に追いついてはおらず、その差が開いています。先進国との賃金格差は拡大し、日本の購買力は大きく低下しています。この状況を打開するためには、大幅な賃金引上げが必要であることは誰の目にも明らかです。国民の購買力が上がらなければ、日本経済はますます衰退の一途をたどることでしょう。

また、都市と地方との賃金格差は依然として大きく、岐阜県と愛知県との最低賃金の差は縮小していません。このため、岐阜県の若者が県外へ流出する傾向は続いています。この状況を維持し続ければ、若者の流出は人口減少と少子高齢化を加速させ、地域社会に深刻な影響を及ぼします。結婚や子育てを希望しても経済的に困難な若者が増えており、社会基盤に揺らぎが生じています。

加えて、ひとり親家庭の家計負担はさらに増しており、子どもの貧困も広がっている状況です。NPO などによる食料支援なども行われていますが、追い付かない状況です。子育てと仕事の間で、理想とするような収入が得られず、生活苦になっている労働者もいます。こうした状況を一刻も早く打開するためにも、最低賃金の引き上げは重要です。

以上の観点から、最低賃金の引き上げは物価高騰や円安に対応し、そして、労働者の生活の安定や持続可能な地域社会を築くために不可欠であると考えます。したがって、今回の答申について異議を申し立てます。

以上

資料№2

2025年9月3日

岐阜県労働局長　原田　浩一　殿

生協労連コープぎふ労[redacted]
中央執行委員長　[redacted]

岐阜地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申出書

日頃、労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様に心から敬意を表します。岐阜地方最低賃金の改定案の答申について、下記理由により異議を申し出ます。

岐阜労働局
令和 -7. 9. -4 日
労働基準部第1課

申出の趣旨

岐阜地方最低賃金額を昨年比64円の1,065円とした答申について

1. 地域間格差の是正に取り組む再審議を求めます。

2. 生計維持にふさわしい額1,700円以上にするため今すぐ1,500円以上に引き上げてください。

3. 最低賃金の引き上げと同時に、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をより強化・充実させることが必要です。岐阜地方最低賃金審議会としてまとめ、提出してください。

理由

本年の中央審議会の目安を超える答申は、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

今年に入ってからも相次ぐ商品の値上げが続いています。円安の影響を受けて、輸入に頼る原材料が値上がりをして、今の私達の生活は非常に苦しいものになっています。電気代を押さえるためにクーラーを使わない、お米が高いので一食抜くなど生活の質を下げています。今年の中央最低賃金審議会は、A・Bランク63円、Cランク64円と過去最高の目安を示し、2020年代中に全国加重平均1,500円とする政府の目標も意識され、労働者が物価高以上の賃上げを期待するなかで審議が行われました。

1）今年はA・Bランク63円、Cランク64円と中央目安が示され、CランクがAランクより高い目安となりました。しかし、目安通りでは長年開き続けた地域間格差は縮まりません。今年は目安より10円以上高い答申を出す都道府県が8月28日時点で5県と昨年より増えています。それだけ地方にとって、最低賃金を上げて人口流出を抑えることは喫緊の課題となっている証拠です。今年の答申を踏まえると東京都は1,226円

（現 1,163 円）岐阜県との差は 161 円。隣県愛知県でも 1,140 円（現行 1,077 円）その差は 75 円になりました。同じ一日 8 時間月 20 日働いたとして、10 月からの最低賃金では、東京で 196,160 円、愛知県で 182,400 円、岐阜県では 170,400 円です。この金額では、最低賃金の低い県から高い県への労働人口の流出に歯止めはかからず地方の経済の活性化も見通せません。労働力流出を止めるには地域間の格差をなくすしかありません。隣県との差を 1 円でも埋めるべく縮める再審議をお願いします。

2）憲法 25 条で保障されている「健康で文化的なくらし」が実現できる水準には届いていません。私たちの岐阜県労連が 2023 年に発表した最低生計費調査では岐阜県内で 20 代の単身者が暮らしていくために必要な金額は時給換算で 1,659 円となりました。調査内容は，食費や住居費，水光熱費，家具家電用品費，被服・履物費，保健医療費，交通・通信費，教養娯楽費等，生活に必要と考えられる費用を試算しています。この数字は今年答申された岐阜県の最低賃金 1,065 円を大きく上回っています。現在の最低賃金では生活はしていけないとはっきりと数字に出ています。実際に暮らしていくために必要な時給より少ない時給では、食費を削る、医療費を削る等の我慢を強いられます。健康で文化的な最低限度の生活は、生存できるギリギリの生活という意味ではないと考えます。また、世界各国では、物価高への対応として、最低賃金の引き上げの重要性を認識しており、最低賃金の引き上げを一年間に複数回実施して、生活を守るための最低賃金の水準を維持しています。

3）最低賃金の引き上げは、労働者の生活を守るものであり、中小企業経営者も同じように守られるべきものです。トランプ関税の影響で価格転嫁がさらに難しくなる中で、中小企業への負担はより苦しくなるものと推察されます。最低賃金に関わる報道では、『こんなに最低賃金が上がって、人件費が上がると原材料費高と合わせて、中小企業は潰れてしまう』『人件費上昇分を商品価格に転嫁できない』という声があります。政府主導で最低賃金の引き上げが行われているなか、労働者の社会保険料の緩和や消費税緩和など雇用コストの軽減支援策を国に要請すべきです。他の多くの都道府県では労使でその意見を答申に盛り込む決定がされています。岐阜県でも同様の論議が活発に進むことをのぞみます。

以上の点から、今回の答申について異議を申し立てます。

資料№３

2025年９月４日

岐阜労働局長
原田　浩一　殿

岐阜労働局
令和 -7.9.-4 日
労働基準部 0904第 6号

岐阜県医療・福祉労働組合
執行委員長　加藤 [redacted]

「令和７年度最低賃金改正に関わる意見書」

１．　意見及び趣旨

岐阜県最低賃金を時間額1,500円以上に引き上げ、近隣の愛知県・三重県との差を縮めて下さい。

２．　理由

医療・介護現場で働いている職員にとって、患者様や利用者様の健康な姿や笑顔を見る事が一番の嬉しさです。その一瞬に出会える様に、入院された患者様や施設を利用されている方の身体や様々な事柄に日々対応しています。しかし、今の現場では、この気持ちを強く持って働き続ける事が難しくなっています。人員不足にて熟せるはずの仕事量が熟せない事。患者様や利用者様からの訴えに長い時間を使って耳を傾ける事が難しくなっている現状があります。これらの問題には、様々な要因が背景にありますが、元を辿れば賃金が低い事が根幹であります。賃金が低い為、なり手がいない。または、他の就業場所へ転職される。その結果、人員不足に陥り、やりがいがある医療・介護を提供する事が出来ません。医療・介護分野の賃金は、他の産業別と比較しても低い位置にあります。厚生労働省は、令和６年度にベースアップ評価料という施策を行いました。全国の病院、診療所と言った施設に従事している職員に賃金向上を図る為に行われました。しかし、実際の所は、運営資金に回されるなどして、正しく職員に付与されなかった事を聞きます。私たち医療・介護現場の職員にとっての給料は、診療報酬が大きく左右しますが、毎年の改訂では無いので時間がかかります。ここに注力する事も重要ですが、身近な問題になっている最低賃金の低さを是正すべきであります。地元で長く働きたいと考える人にとって、他県との差がある事、全国一律では無い事は、自身の仕事に誇りを持つ事が難しくなります。最低賃金の引き上げが事業所毎の賃金底上げに繋がります。そして、生活水準が上がれば、労働者の気持ちにも、ゆとりが出来るはずです。しかし、１，０６５円では、まだまだ、生活内容を気にしないといけません。

ここで、日本医療労働組合連合会に加盟している組織の青年で行われました、「最賃体験」について、ご紹介します。「最賃体験」は、過去３回行われました。実施した月は、毎回違う時に行い、青年たちが働いている県の最低賃金を基に一ヶ月生活するという内容でした。月の労働時間を最低賃金分で計算したものから毎月引き落とされる分を引きます。その残金にて、一ヶ月を生活します。体験して理解した事は、季節に

よって起きる大きな弊害があると言う事です。特に移動において、車が必須な場合、寒い時とそうでは無い時では、ガソリンの使用量が変わり、ガソリン代に影響が出ます。また、飲料においても、気温の差によって購入する量に違いが生じます。この様に、残金が分かった上での生活でも、物を購入する際には十分に注意しないといけない事が分かります。

生計費実態調査におかれても、地域によって使用項目や頻度に違いは見えますが、合計した金額は、ほぼ同額となっていました。これが意味する事は、生活していく為に必要なお金は、どの地域でも同じである。

岐阜県内で働いている人たち、住んでいる人たちにとって、安心した生活を実感出来る様に最低賃金の更なる引き上げを望みます。

以上

（案）

資料№４

岐賃審発　　第　　号
令和７年９月８日

岐阜労働局長
　　原田　浩一　殿

岐阜地方最低賃金審議会
会長　栗山　知

岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ
実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について（建議）

当審議会は、標記に関し最低賃金法第２１条の規定に基づき建議する。

記

岐阜県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する下記事項について政府に対し要望する。

１　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

２　生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について

は、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

3　中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M＆A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の着実な実行を要望する。

4　その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

5　同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

6　また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

7　価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

8　とりわけ、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格

転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

9　さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

10　いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

以上

資料№５

令和７年８月４日

厚生労働大臣　福岡　資麿　殿

中央最低賃金審議会
会長　藤村　博之

令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和７年７月 11 日に諮問のあった令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

１　令和７年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

２　地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

３　地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

４　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

５　生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

６　また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含め

た価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の着実な実行を要望する。

7　その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

8　同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

9　また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

10　価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

11　取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

12　さらに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

13　また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

資料№６

岐阜地方最低賃金審議会　特定最低賃金専門部会運営規程（案）

第１条　この規程は、岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第２条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岐阜労働局長（以下「局長」という。）又は３人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

２　前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を遅くとも当該期日の５日前までに、部会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

４　部会長は、専門部会の円滑な運営を図るため、必要に応じて公益会議、公労会議又は公使会議を開催することができる。

第３条　部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第６条第６項により準用する同令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第４条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

３　専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第５条　会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

２　部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。

第６条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第７条　部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、岐阜地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

第８条　この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第９条　この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附　則　この規程は、令和　年　月　日から施行する。

資料№７

最低賃金審議会議事録のホームページ掲載について

１．岐阜地方最低賃金審議会
議事録を作成しホームページに掲載する。

２．岐阜県最低賃金専門部会
議事録を作成しホームページに掲載する。
（公益・労働者、公益・使用者の二者協議を除く。）

３．特定最低賃金専門部会
議事録を作成しホームページに掲載する。
（公益・労働者、公益・使用者の二者協議を除く。）

４．運営小委員会
議事録を作成しホームページに掲載する。

５．資料等について
議題と資料目次及び資料をホームページに掲載する。

６．その他
・公文書管理法の施行により、保存期間を超えた文書については、国立公文書館に移管することとなっているため、ホームページの掲載は国立公文書館に移管されるまでの間とする。（作成年度の翌年度から１０年間）
・上記１～４の審議会等の議事録作成に時間を要する場合は、審議会等の終了後、２週間以内に議事要旨をホームページに掲載する。

（下線部分追加）

資料№８

令和７年度地域別最低賃金額改定状況

都道府県名	目安ランク	改定額【円】 （　）内は改定前の額		引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	B	1,075	(1,010)	65	令和7年10月4日
青　森	C	1,029	(953)	76	令和7年11月21日
岩　手	C	1,031	(952)	79	令和7年12月1日
宮　城	B	1,038	(973)	65	令和7年10月4日
秋　田	C	1,031	(951)	80	令和8年3月31日
山　形	C	1,032	(955)	77	令和7年12月23日
福　島	B	1,033	(955)	78	令和8年1月1日
茨　城	B	1,074	(1,005)	69	令和7年10月12日
栃　木	B	1,068	(1,004)	64	令和7年10月1日
群　馬	B	1,063	(985)	78	令和8年3月1日
埼　玉	A	1,141	(1,078)	63	令和7年11月1日
千　葉	A	1,140	(1,076)	64	令和7年10月3日
東　京	A	1,226	(1,163)	63	令和7年10月3日
神奈川	A	1,225	(1,162)	63	令和7年10月4日
新　潟	B	1,050	(985)	65	令和7年10月2日
富　山	B	1,062	(998)	64	令和7年10月12日
石　川	B	1,054	(984)	70	令和7年10月8日
福　井	B	1,053	(984)	69	令和7年10月8日
山　梨	B	1,052	(988)	64	令和7年12月1日
長　野	B	1,061	(998)	63	令和7年10月3日
岐　阜	B	**1,065**	**(1,001)**	**64**	**令和7年10月18日**
静　岡	B	1,097	(1,034)	63	令和7年11月1日
愛　知	A	1,140	(1,077)	63	令和7年10月18日
三　重	B	1,087	(1,023)	64	令和7年11月21日
滋　賀	B	1,080	(1,017)	63	令和7年10月5日
京　都	B	1,122	(1,058)	64	令和7年11月21日
大　阪	A	1,177	(1,114)	63	令和7年10月16日
兵　庫	B	1,116	(1,052)	64	令和7年10月4日
奈　良	B	1,051	(986)	65	令和7年11月16日
和歌山	B	1,045	(980)	65	令和7年11月1日
鳥　取	C	1,030	(957)	73	令和7年10月4日
島　根	B	1,033	(962)	71	令和7年11月17日
岡　山	B	1,047	(982)	65	令和7年12月1日
広　島	B	1,085	(1,020)	65	令和7年11月1日
山　口	B	1,043	(979)	64	令和7年10月16日
徳　島	B	1,046	(980)	66	令和8年1月1日
香　川	B	1,036	(970)	66	令和7年10月18日
愛　媛	B	1,033	(956)	77	令和7年12月1日
高　知	C	1,023	(952)	71	令和7年12月1日
福　岡	B	1,057	(992)	65	令和7年11月16日
佐　賀	C	1,030	(956)	74	令和7年11月21日
長　崎	C	1,031	(953)	78	令和7年12月1日
熊　本	C	1,034	(952)	82	令和8年1月1日
大　分	C	1,035	(954)	81	令和8年1月1日
宮　崎	C	1,023	(952)	71	令和7年11月16日
鹿児島	C	1,026	(953)	73	令和7年11月1日
沖　縄	C	1,023	(952)	71	令和7年12月1日
全国加重平均額		1,121	(1,055)	66	